

平成 27 年 3 月 24 日

各 位

## 公的研究費に関する誓約書について

四條畷学園大学  
学長 廣島 和夫

毎々、四條畷学園大学の教育、研究につきまして、ご支援、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成 26 年 2 月 18 日に文部科学大臣決定にて公表されました「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」におきましては、公的研究費に関わる研究機関の取引業者に対し、不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」の提出を求めることとされています。

これを受けて、公的研究費等に関して、本学との取引されるにあたっては、本学の規則等を遵守し、不正に関与しないことを記載した下記の「誓約書」のご提出をお願いすることにしておりますので、ご理解とご協力の程、お願いします。

### 記

#### 1. 誓約書の提出を求める対象範囲

本学と取引を行うすべての取引業者。

ただし、下記を除く。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ② 学校法人
- ③ 国際組織、外国企業等
- ④ 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- ⑤ 弁護士・特許・税理士事務所等
- ⑥ 商取引の相手方ではない個人
- ⑦ その他、本件対象になじまない業種等

#### 2. 誓約書の様式について

別添様式のとおりとする。

#### 3. 誓約書の提出方法及び提出先について

##### (1) 提出方法

ご持参、もしくは、ご郵送にて提出ください。

##### (2) 提出先

住 所：〒574-0011 大阪府大東市北条 5 丁目 11 番 10 号

T E L : (072)863-5043

担当部署：四條畷学園大学事務室

以上

## 誓約書

四條畷学園大学学長 殿

弊社は、四條畷学園大学（以下「大学」という）との取引等を行うに際し、以下を誓約します。

1. 大学の規則等を遵守し、不正に関与しません。
2. 大学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
4. 教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、大学の通報窓口に通報します。

以上

年 月 日

住 所

会社名

代表者名